

議案第 81 号

財産の取得について

小中学校における校内LANの整備を図るため、拠点ルータ等通信機器を購入するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小松島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年7月29日提出

小松島市長 中山 俊 雄

購入物品等	学校内LAN構築業務に係る通信機器一式
購入予定価格	33,429,000円 (契約総額：108,295,000円)
(業務名) 学校内LAN構築業務	(契約の内訳) <ul style="list-style-type: none"> ・通信機器一式 30,390,000円 (拠点ルータ13個・基幹スイッチ13個・フロアスイッチ(24ポート)44個・フロアスイッチ(8ポート)6個・無線LAN認証装置13個・無線アクセスポイント246個) ・整備費一式 68,060,000円 ・消費税 9,845,000円
購入等の相手方	徳島県徳島市東吉野町一丁目10番地の1 四国通建株式会社 徳島支店 支店長 末善 正美
納入期限	令和3年3月29日